



## 第 5 章

# 子ども・子育て支援事業

第 2 期東大和市子ども・子育て支援事業計画

第 1 期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

### 第 1 節 教育・保育提供区域の設定

- 子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、市町村は国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされています。

本計画では、この「基本指針」に基づき、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めています。

- また、東大和市では、国の基本指針により地域の実情に応じて定めることとされている「教育・保育提供区域」については、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている自治体であり、計画を市全体で捉えていく必要があることから、平成 27 年（2015）年 3 月策定の「東大和市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、市全域で 1 区域と設定します。

### 1 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

#### (1) 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、基準を設けています。

#### 「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

##### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

##### ②妊娠、出産

##### ③保護者の疾病、障害

##### ④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

##### ⑤災害復旧

##### ⑥求職活動

- ・起業準備を含む

##### ⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

##### ⑧虐待やDVのおそれがあること

##### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

##### ⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分した場合の認定区分は、次のとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準4時間）
		保育短時間利用（最長8時間）		

(2) 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親		パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
		ひとり親	フルタイム就労（産休・育休含む）	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
父親	ひとり親	タイプA					
	フルタイム就労（産休・育休含む）		タイプB	タイプC		タイプC'	
	パートタイム就労（産休・育休含む） 120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 64時間以上			タイプE'			
64時間未満		タイプC'	タイプD				
	未就労			タイプD			タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
  - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
  - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋月64～120時間）
  - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月64時間未満）
  - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
  - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月60～120時間）
  - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月64時間未満）
  - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

## 2 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行っています。

### 【教育・保育】

	事業 (認定区分)			対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

### 【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳 小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生等
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

### 3 「見込み量」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、ニーズ調査の回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合があります。

#### ステップ1

##### ～家庭類型の算出～

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。



#### ステップ2

##### ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。



#### ステップ3

##### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。



#### ステップ4

##### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。



#### ステップ5

##### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。



#### ステップ6

##### ～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

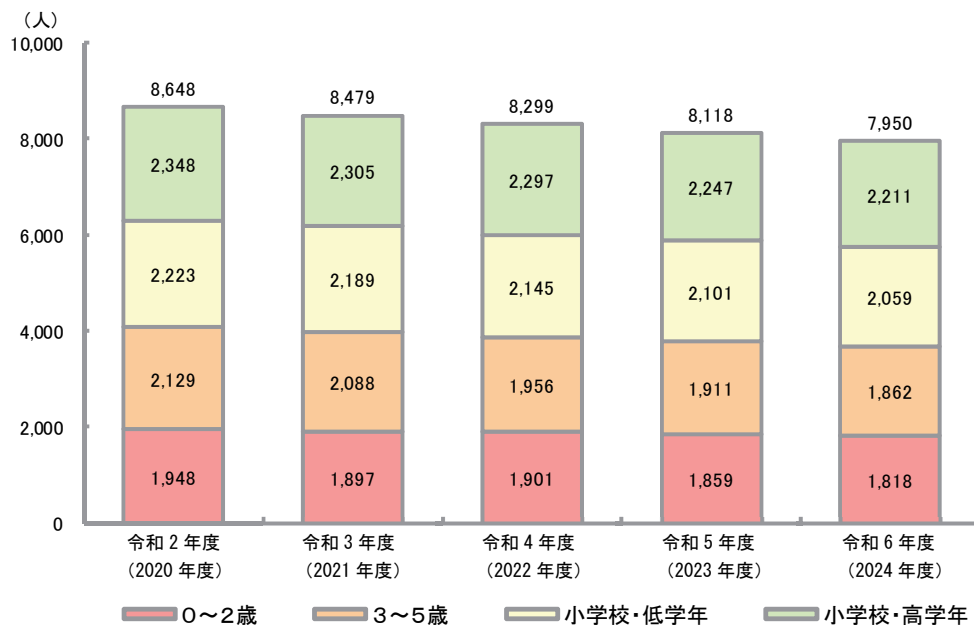
### 第3節 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年までの4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	647	631	619	605	590
1歳	622	654	638	626	612
2歳	679	612	644	628	616
3歳	683	673	607	639	623
4歳	735	681	669	604	636
5歳	711	734	680	668	603
6歳	712	700	723	669	658
7歳	772	718	705	728	674
8歳	739	771	717	704	727
9歳	770	743	775	721	707
10歳	786	774	746	778	724
11歳	792	788	776	748	780
計	8,648	8,479	8,299	8,118	7,950

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



## 第4節 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

### 1 保育園、幼稚園等事業

#### 【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

#### 【現状】

単位：人

対応施設	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
		教育希望 が強い	左記以外		
	幼稚園		保育園		
平成27(2015)年4月1日	1,295	1,255	703	156	
平成28(2016)年4月1日	1,287	1,346	725	157	
平成29(2017)年4月1日	1,125	1,346	725	157	
平成30(2018)年4月1日	1,096	1,351	716	164	
平成31(2019)年4月1日	1,069	1,387	757	166	

#### 【今後の方向性】

市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園の施設整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。

【令和2（2020）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			723	134	1,260	774	196
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	392	1,403		646	168
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	677	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	-	-		72	18
	上記以外	認可外・その他	-	138		12	6
	合計（B）		1,069	1,541		730	192
過不足分（B）－（A）			346	147		▲44	▲4

【令和3（2021）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			709	132	1,236	772	191
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	392	1,403		646	168
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	677	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	-	-		72	18
	上記以外	認可外・その他	-	138		12	6
	合計（B）		1,069	1,541		730	192
過不足分（B）－（A）			360	173		▲42	1



【令和4（2022）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			664	123	1,158	766	187
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	392	1,396		682	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	677	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	—		72	18
	上記以外	認可外・その他	—	138		12	6
	合計（B）		1,069	1,534		766	207
過不足分（B）－（A）			405	253		0	20

【令和5（2023）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			649	121	1,131	753	183
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	392	1,450		710	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	677	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	—		72	18
	上記以外	認可外・その他	—	138		12	6
	合計（B）		1,069	1,588		794	207
過不足分（B）－（A）			420	336		41	24

【令和6（2024）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			633	118	1,102	736	179
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	392	1,450		710	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	677	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	-	-		72	18
	上記以外	認可外・その他	-	138		12	6
	合計（B）		1,069	1,588		794	207
過不足分（B）－（A）			436	368		58	28

## 第5節 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

### 1 時間外保育事業（延長保育事業）

#### 【概要】

通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。市内認可保育園15園、小規模保育5施設、認証保育所1施設で1時間の延長（認可保育園1園で2時間延長）を行っています。

#### 【現状】

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数	435	451	453	442

(各年度合計利用人数の1か月平均)

#### 【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	420	411	398	389	379
確保策(B)	420	411	398	389	379
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

#### 【今後の方向性】

ニーズに応じ、拡充等を検討します。

## 2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

### 【 概要 】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

### 【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
登録児童数	743	741	753	754

(各年度 4 月 1 日時点)

### 【 量の見込みと確保策 】

年間を通じての量の見込みと確保策を定めました。

単位：人

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み (A)	926	907	904	876	853
1 年生	363	357	369	341	335
2 年生	219	203	200	206	191
3 年生	181	189	176	173	178
4 年生	97	93	97	91	89
5 年生	66	65	62	65	60
6 年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	827	857	887	872	872
差引 (B) - (A)	▲99	▲50	▲17	▲4	19

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去 5 年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

### 【 今後の方向性 】

令和元年度までは、申請者数を超える確保量があり、全体としてのニーズを満たす量を確認できていました。少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。

《「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画》

	国のプラン	東大和市行動計画
1	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	「量の見込みと確保策」に記載の表（第5章第5節2「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量 ・ 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	次ページに記載の「放課後子ども教室の目標事業量等」のとおりとします。 ※新・放課後子ども総合プランにおいては、令和5（2023）年度までの目標事業量や実施計画等を市町村行動計画に盛り込むべきとされていますが、東大和市子ども・子育て未来プランは令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は令和6（2024）年度までを計画期間とします。
3	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。
4	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会に照会し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議を行います。
5	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。
6	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。
7	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。
8	各放課後児童クラブが、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。
9	「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	各学童保育所の育成支援の内容について、各クラブから発行する広報紙により、児童や保護者に周知します。

## 放課後子ども教室の目標事業量等

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4	5
一体型の数	0	2	4	6	7
うち学校内で行う一体型	0	1	2	3	3
連携型の数	3	2	2	2	1

### ※「新・放課後子ども総合プラン」(放課後児童クラブ部分 一部抜粋)

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



### 3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

#### 【 概要 】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。現在は養育協力家庭4か所を実施しています。

#### 【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数（延べ）	6	0	0	28

（各年度3月末日時点）

#### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	28	28	28	28	28
確保策（B）	192	192	192	192	192
差引（B）－（A）	164	164	164	164	164

※量の見込みの考え方：平成30（2018）年度実績に基づく。

#### 【 今後の方向性 】

養育協力員の確保が難しく、子どもの特性等により、養育協力家庭では対応できない場合が見込まれます。

ニーズに対して適切にサービス利用につなげていけるよう、引き続き養育協力員の確保に努めます。また、養育協力家庭での受け入れが困難な子どもに対して、児童養護施設等におけるショートステイを検討していきます。

## 4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

### 【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の私立保育園3園（大和南保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

### 【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	7,094	7,478	6,978	7,445

（各年度 3 月末日時点）

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	6,537	6,366	6,379	6,239	6,101
確保策（B）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
差引（B）－（A）	5,463	5,634	5,621	5,761	5,899

※量の見込みの考え方：ニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

### 【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や向上を図ることで、子育て家庭の支援に努めます。



## 5 一時預かり事業

### (1) 幼稚園による一時預かり事業

#### 【概要】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園で一時的に預かる事業で、平成27(2015)年度から開始しました。

現在は、市内の認定こども園2園で実施しています。

#### 【現状】

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数	149	127	135	130

(各年度合計利用人数の1日平均)

#### 【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	126	123	116	113	110
確保策(B)	126	123	116	113	110
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出

#### 【今後の方向性】

引き続き、保護者のニーズに応える支援となるよう努めます。

## (2) 一時預かり事業・緊急一時保育事業

### 【概要】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりします。現在、一時預かり事業は、4か所で実施しています。緊急一時保育事業は、2か所で実施しています。

### 【現状】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数(延べ)	4,694	4,776	4,352	4,208

(各年度3月末日時点)

### 【量の見込みと確保策】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	4,097	4,004	3,876	3,788	3,698
確保策(B)	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
差引(B)-(A)	6,063	6,156	6,284	6,372	6,462

※量の見込みの考え方：直近5か年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平成30(2018)年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出

### 【今後の方向性】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や利便性の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と保護者への支援に努めます。

## 6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【 概要 】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

### 【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	1,234	1,512	1,183	1,071

(各年度 3 月末日時点)

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	1,184	1,161	1,136	1,111	1,088
確保策（B）	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
差引（B）－（A）	496	519	544	569	592

※量の見込みの考え方：直近5か年の0歳から11歳までの子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、子ども人口の推計値に掛け合わせて算出

### 【 今後の方向性 】

病児・病後児保育の認知度が低く、保育園等利用世帯でも登録を行わない世帯がいるため、市報や市公式ホームページ等で広報するほか、対象となる保護者に対し、保育園や学童保育所等を通じて周知を行えるよう調整を図り、認知度の向上に努めます。

## 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【 概要 】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図っています。

### 【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	1,068	564	362	285

（各年度 3 月末日時点）

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	285	285	285	285	285
確保策（B）	285	285	285	285	285
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：平成 30（2018）年度実績に基づく

### 【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努めるとともに、協力会員及び利用会員の増加を図ります。

## 8 利用者支援事業

### (1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

#### 【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

#### 【現状】

単位：箇所

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施箇所数	1	1	1	1

(各年度 3 月末日時点)

#### 【量の見込みと確保策】

単位：箇所

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

#### 【今後の方向性】

保育課窓口に 1 か所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

## (2) 母子保健型

### 【 概要 】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

健康課窓口に1か所設置し、保健師による複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

### 【 現状 】

単位：箇所

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施箇所数	1	1	1	1

(各年度3月末日時点)

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

### 【 今後の方向性 】

引き続き、相談体制を確保し支援の充実を図ります。

## 9 妊婦健康診査事業

### 【 概要 】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援します。

### 【 現状 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
健診回数（延べ）	8,430	8,801	8,625	7,810

（各年度 3 月末日時点）

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
確保策（B）	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：受診対象者数（0歳人口の推計×出現率（出生数／妊娠届）  
（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の出生数と妊娠届から算出）×一人当たりの平均健診回数（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度を受診対象者数と健診回数（延べ）から算出

### 【 今後の方向性 】

妊婦健診は、都内の指定医療機関において、対象となる定期健診が14回無料で受けられます。また、里帰り等により東京都外や助産所において受けられた場合は、費用の一部を助成しています。

引き続き、健診の受診により、健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、健診の重要性の周知に、より一層努めます。

## 10 乳児家庭全戸訪問事業

### 【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援しています。

### 【 現状 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問回数（延べ）	719	635	654	608

（各年度3月末日時点）

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み	647	631	619	605	590
確保策（B）	647	631	619	605	590
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：前年の15歳から49歳の女性の人口に直近5年間の0歳から1歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出

### 【 今後の方向性 】

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援を行います。



## 11 養育支援訪問事業

### 【 概要 】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行っています。

### 【 現状 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問回数（延べ）	21	14	36	10

（各年度 3 月末日時点）

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	21	21	21	21	21
確保策（B）	72	72	72	72	72
差引（B）－（A）	51	51	51	51	51

※量の見込みの考え方：事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出

### 【 今後の方向性 】

支援の必要な家庭に対して適切にサービス利用につなげていくとともに、引き続き支援員の確保に努めます。

## 12 要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）

### 【 概要 】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行います。

### 【 今後の方向性 】

関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。

※要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

## 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【概要】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

### 【今後の方向性】

令和元(2019)年10月から事業を開始しました。国等の動向を踏まえ、事業を実施します。

## 14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### (1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者(以下「新規参入事業者」)に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

### 【現状と今後の方向性】

現在、対象となる事業者がいないため、実施していません。

今後、待機児童の解消を目的として施設整備をしていく中で、運営事業者から、本事業の実施について、要望等があった場合、検討します。

### (2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

### 【現状と今後の方向性】

東京都の事業を活用し、同様の事業を実施しています。

引き続き、同様の対応を継続する見込みですが、必要に応じて、本事業の活用を検討します。

## 第6節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しており、今後も幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援を行います。

### (2) 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。

今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

### (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業についても、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ実施するもので、その役割は重要であり、子育て家庭が必要なサービスを利用できるように支援します。

### (4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

#### (5) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。市では、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携を図るため、幼保小連携会議を実施し、小学校就学に向けての情報交換、連携に関わる取組等を協議しています。

今後、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対して、支援のさらなる充実等に向けて連携強化を図ります。

### 第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。
- 子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。
- 市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

## 第8節 基本指針に基づく任意記載事項

### 1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。
- 次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

#### （1）児童虐待防止の充実

- 発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもの安全確保及び支援に努めます。
- 保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

#### （2）母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- 子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

#### （3）障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。